

「公認心理師法案」のポイント

2015. 1. 29

(社) 日本臨床心理士会 資格法制化プロジェクトチーム

平成 26 年 6 月 16 日、第 186 回通常国会にて衆議院に提出され、その後、平成 26 年 11 月 21 日、第 187 回臨時国会での衆議院解散によって審議未了による廃案となった『公認心理師法案』について、当会は今通常国会での再提出を求めています。

http://www.jsccp.jp/suggestion/license/pdf/kouninshinrisihouan_saiteisyutu.pdf

汎用性の資格です

- ・「汎用性」とは、領域を限定せず、保健医療、福祉、教育その他、どの領域においても通用するという意味です。そのため、公認心理師法案は文部科学省・厚生労働省の共管の資格になっています。

大学＋大学院修了の6年がメインコース

- ・第2号「大学+実務」のルートについては、施設の指定、従事期間の設定、実務期間中の研修のあり方などで、質が担保されることとなります。

診療補助職ではありません

- ・これは、法案の中に保健師助産師看護師法の一部解除の条文がないことから明らかです。

「当該支援に係る」主治医がある場合に限定して「医師の指示」が必要です

- ・医師の「指示」は、「当該支援に係る主治の医師があるとき」、すなわち、主治医の医療上の方針に従って心理支援が行われないと症状の悪化が起こりうると判断される場合に必要とされるものであり、現在の臨床心理士等が、教育その他の分野で行っている業務を妨げるものではないと議員連盟の担当者および省庁の担当者より説明されています。

私設心理相談室の開設は可能です

- ・第四十二条により、医療的配慮の必要性に応じて主治医の指示を受けることが求められます。施設心理相談室は医療機関として健康保険による開業ができるようにはなりません。しかし、一部で、公認心理師が成立すると、私設心理相談室の開設ができなくなるのではという懸念の声が聞かれますが、従来通り、私設心理相談室の開設は行えます。